

青森県報

第二千二百六十三号

平成十五年
十二月十日
(水曜日)

目次

告 示

青森県褒賞規則により褒賞された者……………	(総務学事課) …… 一
軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名の変更……………	(税 務 課) …… 五
軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し……………	(同) …… 五
結核予防法による医療機関の指定……………	(健康医療課) …… 五
保安林の指定……………	(林 政 課) …… 五
公有水面埋立て工事のしゅん功認可……………	(河川砂防課) …… 六
公 告	
大規模小売店舗の変更の届出……………	(経営振興課) …… 七
右 同……………	(同) …… 七
右 同……………	(同) …… 八
右 同……………	(同) …… 九
右 同……………	(同) …… 一〇
開発行為に関する工事の完了……………	(建築住宅課) …… 一一

告 示

青森県告示第七百七十八号

青森県褒賞規則(昭和三十三年二月青森県規則第十五号)第一条第一項の規定により次のとおり褒賞を行ったので、同規則第十一条の規定により告示する。

平成十五年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

平成十五年十一月二十七日に行った褒賞

平 田 亮 治

多年防犯関係団体の要職にあつて、少年の非行防止と健全育成に努め、防犯思想の普及高揚と防犯活動の推進に貢献した功績まことに顕著であります。

沼 山 國 男

多年中国料理の業務に従事して技術の向上に励み、また後進の指導育成に努めるなど、業務に精励し、まことに他の模範であります。

小 金 沢 義 雄

多年菓子製造の業務に従事して技術の向上に励み、また後進の指導育成に努めるなど、業務に精励し、まことに他の模範であります。

秋 田 証 則

多年県議会議員の職にあつて、公共の福祉の向上に尽くし、地方自治の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

佐 々 木 秀 男

多年市議会議員の職にあつて、公共の福祉の向上に尽くし、地方自治の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

吉 田 多 一

多年町選挙管理委員会委員長等として、選挙の管理執行及びその啓発に努めるなど、地方自治の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

佐 藤 圭 一郎

多年市教育委員会教育長等として、教育環境の整備充実に努めるとともに、児童生徒の訓育に尽くし、教育の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

多年町教育委員会教育長等として、教育環境の整備充実に努めるとともに、児童生徒の訓育に尽くし、教育の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

須 藤 隆 昭

多年婦人団体の要職にあつて、婦人の教養及び地位の向上に努めるなど、社会教育の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

田 澤 ヤ 工

多年私立専門学校長として、生徒の訓育に尽くし、教育の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

菊 池 紅

多年私立学校長等として、生徒の訓育に尽くし、教育の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

阿 保 邦 弘

多年版画の制作に励み、多くの秀作を発表するとともに、後進の育成に尽くし、文化の発展に貢献した功績まことに顕著であります。

鈴 木 廣

多年演劇の指導と脚本の創作に励み、多くの秀作を発表するとともに、後進の育成に尽くし、文化の発展に貢献した功績まことに顕著であります。

小 寺 隆 韶

多年俳句の創作に励み、多くの秀作を発表するとともに、後進の育成に尽くし、文化の発展に貢献した功績まことに顕著であります。

櫻 庭 敏 男
「俳号 梵 子」

多年社会福祉施設長として、地域福祉の充実に努め、社会福祉の向上、民生の安定

齋 藤 し が

に貢献した功績まことに顕著であります。

羽 立 隆

多年保育関係団体の要職にあつて、保育環境の整備充実に努めるなど、社会福祉の向上、民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

三 浦 孝 一

多年保護司として罪を犯した人の改善更正に尽くし、地域社会の浄化に貢献した功績まことに顕著であります。

中 西 イ マ

多年民生委員・児童委員として要保護者の援護指導に尽くし、社会福祉の向上、民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

三 浦 ミ 工

多年民生委員・児童委員として要保護者の援護指導に尽くし、社会福祉の向上、民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

内 山 則 子

多年民生委員・児童委員として要保護者の援護指導に尽くし、社会福祉の向上、民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

久 保 田 茂

多年民生委員・児童委員として要保護者の援護指導に尽くし、社会福祉の向上、民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

中 山 雪 夫

多年旅館ホテル業関係団体の要職にあつて、環境衛生思想の普及指導に貢献した功績まことに顕著であります。

齋 藤 尚 道

多年柔道整復師関係団体の要職にあつて、保健衛生の向上発展に貢献した功績ま

とに顕著であります。

石 舘 康 男

多年薬剤師関係団体の要職にあつて、保健衛生の向上発展に貢献した功績まことに顕著であります。

中 村 穰

多年学校医として、児童生徒の保健管理に尽くし、学校保健衛生の向上発展に貢献した功績まことに顕著であります。

松 田 リ ツ

多年学校歯科医として、児童生徒の保健管理に尽くし、学校保健衛生の向上発展に貢献した功績まことに顕著であります。

村 元 一 雄

多年学校薬剤師として、児童生徒の保健管理に尽くし、学校保健衛生の向上発展に貢献した功績まことに顕著であります。

山 田 和 夫

多年板金関係団体の要職にあつて、業界の運営指導と活性化に努めるなど、産業経済の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

三 和 芳 次

多年商工関係団体の要職にあつて、業界の運営指導と活性化に努めるなど、産業経済の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

清 水 信 造

多年製材関係団体の要職にあつて、業界の運営指導と活性化に努めるなど、製材業の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

笠 井 實

模範的な手法により地域における農地の効率的利用を推進し、農業の振興発展に貢

献した功績まことに顕著であります。

坂 本 重 雄

多年建築業関係団体の要職にあつて、業界の運営指導と活性化に努めるなど、建築業の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

奈 良 光 二

多年測量業関係団体の要職にあつて、業界の運営指導と活性化に努めるなど、測量業の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

木 浪 吉 雄

多年納税貯蓄組合組合長等の要職にあつて、納税思想の普及高揚並びに関連組合の指導育成に貢献した功績まことに顕著であります。

奥 島 吉 三 郎

多年納税貯蓄組合組合長等の要職にあつて、納税思想の普及高揚並びに関連組合の指導育成に貢献した功績まことに顕著であります。

木 村 昭 太 郎

多年納税貯蓄組合組合長等の要職にあつて、納税思想の普及高揚並びに関連組合の指導育成に貢献した功績まことに顕著であります。

今 正 治

多年消防団団長等として、地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

古 川 勝 四 郎

多年消防団団長等として、地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

和 田 勇 治

多年消防団団長等として、地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定

に貢献した功績まことに顕著であります。

種 市 金 雄

多年消防団団長等として、地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

岩 木 達 巳

多年消防団団長等として、地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

小 野 寺 良 一

多年消防団副団長等として、地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

嘉 瀬 敬 子

多年統計調査員として、統計調査業務に精励するとともに、統計思想の普及高揚に尽くし、統計の発達に貢献した功績まことに顕著であります。

小 笠 原 求

多年統計調査員として、統計調査業務に精励するとともに、統計思想の普及高揚に尽くし、統計の発達に貢献した功績まことに顕著であります。

大 岡 和

多年統計調査員として、統計調査業務に精励するとともに、統計思想の普及高揚に尽くし、統計の発達に貢献した功績まことに顕著であります。

平 野 正 彦

多年交通安全関係団体の要職にあつて、交通安全思想の普及高揚に努め、交通事故の抑止に貢献した功績まことに顕著であります。

太 田 喜 代 治
太 田 喜 代 治
山 声 山

多年民謡歌手等として、津軽民謡の宣伝普及に努めるなど、民謡の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

一 渡 尚 道

多年精神医学の研究に励み、後進の教育指導に努めるなど、医学の向上発展に寄与した功績まことに顕著であります。

菊 池 俊 輔

多年作曲に励み、多くの秀作を発表するなど、文化の発展に貢献した功績まことに顕著であります。

蛭 沢 克 仁

平成十五年第五回アジア冬季競技大会クロスカントリー男子リレーにおいて優勝するなど、わが国クロスカントリースキー競技の躍進と体育の振興発展に寄与した功績まことに顕著であります。

伊 調 千 春

平成十五年女子レスリング世界選手権大会において優勝するなど、わが国レスリング競技の躍進と体育の振興発展に寄与した功績まことに顕著であります。

鈴 木 継 男

平成十五年四月、七戸町に対して町の芸術文化振興のため、また同年五月及び七月、八戸市に対して市美術館所蔵品充実のため絵画を寄贈し、芸術文化の向上発展に貢献した功績まことに顕著であります。

故 李 澤 茂

天間林村に対して奨学資金として多額の私財を寄附する志を母李澤みゑ氏に託し、平成十五年十月、これが行われ教育の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

株式会社ヤマイチ

平成十五年一月、青森市に対して水源涵養保安林造成整備のため多額の私財を寄附

し、地域の整備振興に貢献した功績まことに顕著であります。

平成十五年四月、三戸町に対して人材育成並びに教育の向上のため多額の私財を寄附し、教育の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

平成十四年十二月二十六日に行つた褒賞

佐 藤 義 典

青森朝日放送株式会社

平成十四年九月、青森県に対してアジア冬季競技大会推進のため多額の私財を寄附し、スポーツ振興に貢献した功績まことに顕著であります。

社団法人 青森県信用金庫協会

平成十四年三月及び九月、青森県に対してアジア冬季競技大会推進のため多額の私財を寄附し、スポーツ振興に貢献した功績まことに顕著であります。

青森県告示第七百七十九号

次の軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名について次のとおり変更があつたので、青森県条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十四条の二第一項前段の規定により告示する。

平成十五年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	変更年月日
変更前	株式会社佐藤建設工業	佐藤 義広	上北郡六戸町大字犬落瀬字千刈田二の八	平成二・四・一
変更後		佐藤 純一		

青森県告示第七百八十号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定によ

り、次の者につき軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、青森県条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十四条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十五年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
株式会社佐藤建設工業	佐藤 義広 佐藤 純一	上北郡六戸町大字犬落瀬字千刈田二の八	平成二五・三・二

青森県告示第七百八十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第四百二十二号）第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十五年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
いちい薬局十和田店 とわだ調剤薬局	十和田市大字三本木字北平一〇の一七 十和田市東四番町九の一〇	平成二五・三・一 "

青森県告示第七百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十二条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

十和田市大字滝沢字指久保一四五の二、二二〇の一九

二 保安林指定の目的

干害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第七百八十三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第一条第一項の規定により、平成九年七月一日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二條第一項の規定により、平成十五年十二月三日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで東通村役場に備え置いて縦覧に供される。

平成十五年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

宮城県仙台市青葉区本町一丁目七の一

東北電力株式会社

2 代表者の住所及び氏名

宮城県仙台市青葉区本町一丁目七の一

取締役社長 幕田圭一

二 埋立区域

1 位置

下北郡東通村大字白糠字前坂下三四の二六の地先公有水面

2 区域

次の地点から の地点までの各地点を順次に直線で結んだ線、 の地点との地点を結んだ直線及び の地点と㉑の地点を結ぶ平成七年の秋分の日の満潮位（T・P・プラス〇・五〇メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

の地点 前坂下三角点（北緯四一度一分一八秒六四一、東経一四一度三分四二秒二九七）から一四一度三分二七秒二七七・一〇メートルの地点

- の地点 から一九〇度四八分一五秒三八・六四メートルの地点
- の地点 から一〇〇度四八分二五秒三〇・三六メートルの地点
- の地点 から一九〇度四八分二五秒六・三三メートルの地点
- の地点 から一〇〇度四八分二五秒一三・〇〇メートルの地点
- の地点 から一九〇度四八分二五秒四七・二五メートルの地点
- の地点 から一〇〇度四八分二五秒六・五四メートルの地点
- の地点 から一九〇度四八分二五秒一・〇〇メートルの地点
- の地点 から一〇〇度四八分二五秒五八・六六メートルの地点
- の地点 から一〇度四八分一五秒五一・二二メートルの地点
- の地点 から一〇〇度四八分二五秒一五〇・〇〇メートルの地点
- の地点 から一九〇度四八分二五秒三六・七一メートルの地点
- の地点 から一〇〇度四八分二五秒三・二九メートルの地点
- の地点 から一九〇度四八分二五秒四九・五二メートルの地点
- の地点 から二五〇度四八分二五秒一・一二メートルの地点
- の地点 から二八〇度四八分二五秒二〇八・六七メートルの地点
- の地点 から一九〇度四八分二五秒六・三三メートルの地点
- の地点 から二八〇度四八分二五秒八・八五メートルの地点

- ①の地点 ②の地点 ③の地点
- の地点から二八〇度四八分一五秒九・九八メートルの地点
- の地点から一〇度四八分一五秒六・三三メートルの地点
- の地点から二八〇度四八分一五秒一〇・三二メートルの地点

一八、〇〇七・七四平方メートル

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
東青森駅構内商業施設
青森市大字田屋敷字増田一六の二外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
日本貨物鉄道株式会社
東京都千代田区飯田橋三丁目一三の一
代表取締役 伊藤直彦
- 三 変更しよつとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗 小規模小売店舗 の開設 に 関する 事項	開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時 （日）	開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時 （日）	平成 一五・三・一五
大規模小売店舗 の営業 時間 の 開 閉	開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時 （日）	開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時 （日）	平成 一五・三・一五

来客が駐 車場を利 用するこ とができ る時間帯	午前八時三十分から午後 九時十五分まで	午前八時三十分から午後 十一時十五分まで
--------------------------------------	------------------------	-------------------------

四 届出年月日

平成十五年十一月十八日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十五年十二月十日から平成十六年四月十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年四月十日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三

項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ラ・セラ東バイパスショッピングセンター
青森市八重田四丁目二の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ユニバース
八戸市大字長苗代字前田八三の一
代表取締役 三浦紘一
- 三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
大規模小売店舗の施設に関する事項	開店時刻 午前九時(日祝祭日午前九時) 閉店時刻 午後九時三十分	開店時刻 午前九時(十一月一日から翌年三月三十一日までは午前十時、ただし日祝祭日は午前九時) 閉店時刻 午後十時	平成十五年十二月五日
来客が駐車場を利用するに際しての時間帯	午前八時三十分から午後九時四十五分まで	午前八時三十分から午後十時十五分まで	

四 届出年月日

平成十五年十一月十八日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十五年十二月十日から平成十六年四月十日まで

3 時間

- 六 意見書の提出
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。
- 1 提出期限
平成十六年四月十日
- 2 提出先
青森県商工労働部経営振興課
- 3 記載事項
(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見及びその理由
- 4 言語
意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

三内ショッピングセンター

青森市大字三内字稲元二二〇の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 変更しようとする事項

五 届出年月日

平成十五年十一月十八日

六 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十五年十二月十日から平成十六年四月十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

七 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年四月十日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース沖館店

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一 外三者

四 変更しようとする事項

区 分	大規模小売店舗の設置に関する事項		変更前	変更後	年 月 日 更
	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項			
区 分	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	開店時刻 午前九時 （日祝祭日午前九時） 閉店時刻 午後九時	開店時刻 午前九時 （日祝祭日午前九時） 閉店時刻 午後十一時	平成 二五・三・五
区 分	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	開店時刻 午前九時 （日祝祭日午前九時） 閉店時刻 午後九時	開店時刻 午前九時 （日祝祭日午前九時） 閉店時刻 午後十一時	平成 二五・三・五

五 届出年月日

平成十五年十一月十八日

六 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十五年十二月十日から平成十六年四月十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

七 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年四月十日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

<p>開発区域（工区）に含まれる地域の名称</p>	<p>開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）</p>
<p>北津軽郡板柳町大字辻字松元六六の一、六六の三、六六の七から六六の二一まで、六七の一、六七の九、六七の一〇、六七の一二から六七の一四まで及び六七の二〇から六七の二三まで</p>	<p>北津軽郡板柳町大字板柳字土井一〇八の一 株式会社信用不動産</p>

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市古川一丁目一七番五
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭